

刈谷市長期継続契約に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第43号。以下「条例」という。)に関する事務の取扱いについて、刈谷市契約規則(昭和40年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 適用基準は、次のとおりとする。

区 分	適用基準	対象範囲
物品を借入れる契約(条例第2条第1号関係)	原則としてリースで調達することが適当である物品のリース契約とする。	①OA機器(電子計算機、パソコン、プリンター、システム、複写機等) ②通信機器(ファクシミリ、携帯電話等) ③その他機器装置等で、業務上複数年にわたり契約を必要とするもの ④上記に掲げた機器等の保守を含むリース契約 ⑤リースに付随して役務の提供を受ける契約
役務の提供を受ける契約(条例第2条第2号関係)	施設等の維持管理及び業務委託の契約とする。 ①毎年度当初から、経常的かつ継続的に役務の提供を受けるもの ②複数年契約をすることで、単年度契約の場合より、経費の節減又は良質なサービスの提供が確保できるもの	①施設の維持管理及び機械設備の保守点検に係るもの 設備運転管理、設備保守点検、建物清掃管理、公園管理等 ②従事者の専門性を要し、安定的かつ円滑な役務の提供を必要とするもの 受付案内、電話交換、警備監視、情報システム運用・保守、給食配送、廃棄物収集、水道事業に係る収納等包括的業務等 ③ソフトウェアの使用許諾

※リース契約とは、事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって使用者に貸し付けるものをいう。

(契約期間)

第3条 契約期間の基準は、次のとおりとする。

区 分	基準とする契約期間
物品を借入れる契約 (条例第2条第1号関係)	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数とし、原則として60か月とする。
役務の提供を受ける契約 (条例第2条第2号関係)	事業継続の目途、技術革新の状況、機械設備等の耐用年数及び経済変動等を勘案し適切に設定するものとし、上限を36か月とする。ただし、水道事業に係る収納等包括的業務及びソフトウェアの使用許諾については、60か月を上限とする。

2 契約の始期と終期は、それぞれ年度途中においても設定することができるものとする。

(契約変更の範囲)

第4条 契約内容に変更が生じた場合の、契約変更ができる範囲は、次のとおりとする。ただし、人件費及び資材費等の単価変動分については、契約変更の対象とすることはできない。

- (1) 契約金額が増額となる場合 変更内容が軽微なもので、増加見込額が当初契約金額の30パーセント以内とする。ただし、発注済の業務等と分離して実施することが著しく困難な場合は、この限りでない。
- (2) 契約金額が減額となる場合 すべて変更できる。

(留意事項)

第5条 長期継続契約を締結する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 施行伺いには、長期継続契約であることを明記のうえ、履行期間全体の総額及び各年度の年度割額を記載する。
- (2) 予定価格は、原則として履行期間全体の総額とする。
- (3) 入札通知書、見積依頼書及び契約書には、履行全期間を記載のうえ、「地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。」こと及び特記事項として「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。」旨を明記する。なお、契約書には、上記以外に全体の総額及び各年度の年度割額も記載すること。

(4) 長期継続契約をしようとするときは、財務課長に合議しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。